

平成30年度 公共施設マネジメント調査研究 (研究モデル事業) の概要

1 事業目的

①市町村における公共施設マネジメントを推進する

⇒公共施設（インフラ含む）の老朽化、更新問題を背景に、平成28年度末までにほぼすべての市町村で「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後、計画と連動した実効性のある個別施設計画や長寿命化計画を策定しつつ、公共施設の再配置や統廃合などの公共施設マネジメントの推進が求められている。

②民間活力を活用した新たな公共施設マネジメント手法を構築する

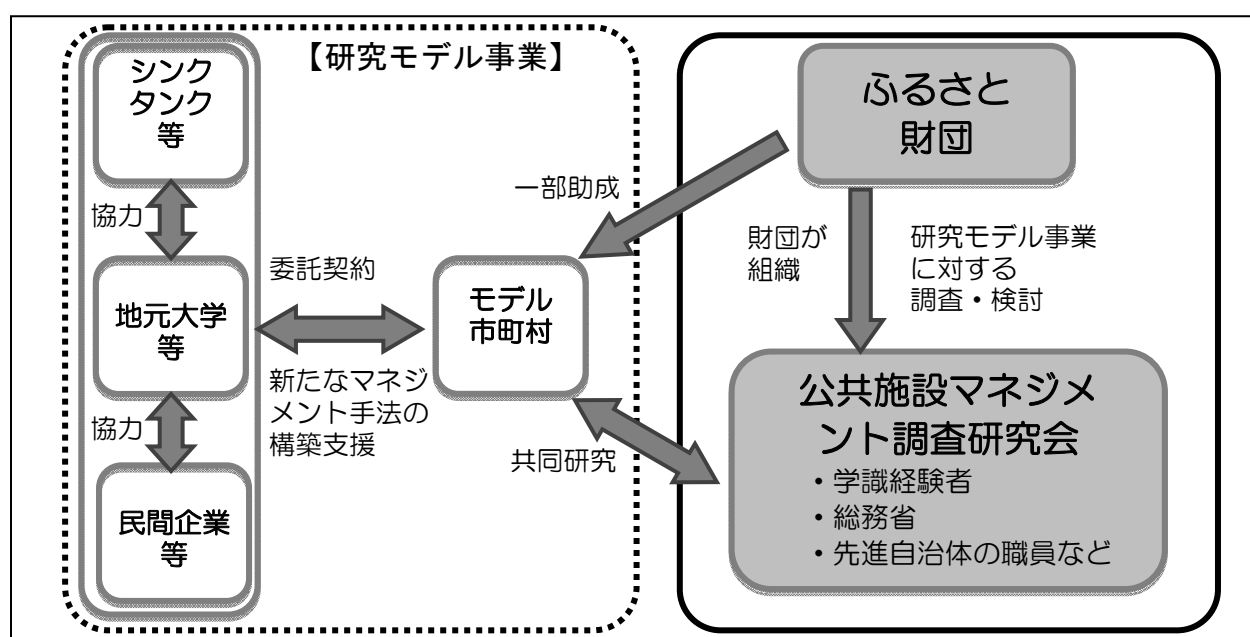
⇒公共施設マネジメントの取組みをさらに推進するにあたり、公共施設等の建設、維持管理、運営等にかかる財政負担の軽減につながるような、民間のノウハウを活用した新たな公共施設マネジメント手法の構築が必要となっている。

③研究成果を全国の自治体に発信する

⇒公共施設マネジメントについては、市町村の規模や置かれている状況は多様であり、これに応じた推進方法の構築が求められていることから、モデル自治体によるケーススタディを行い、学識経験者等の検討を加えることで、得られたノウハウや課題を整理して全国の市町村に発信する。

2 事業概要

【研究モデル事業のスキームイメージ図】



- (1) 財団は研究内容に合致した「研究モデル事業」を公募し、採択した市町村（以下、「モデル市町村」という。）に事業費用の一部を助成する。
- (2) モデル市町村は、「研究モデル事業」の内容及び進捗状況について「公共施設マネジメント調査研究会」に報告する。研究会は報告された内容をもとに調査・検証を行い、モデル市町村とともに新たな公共施設マネジメント手法を検討する。
- (3) 「公共施設マネジメント調査研究会」は、「研究モデル事業」の検討内容をもとに公共施設マネジメントの推進方策について報告書として取りまとめ、全国に発信する。

①対象者

以下(1)～(3)の要件を満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）

- (1) 平成30年度に研究モデル事業を実施するものであること
- (2) 事業の実施に当たり、民間事業者または大学と業務の委託契約を締結するものであること
- (3) 当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること

②対象事業

事業目的に合致する事業で、以下(1)～(3)のすべてに該当するもの

- (1) 公共サービスの維持・向上または財政負担の軽減を図るために行うもの
- (2) 公共施設マネジメントの仕組みや手法の高度化に資するもの
- (3) 市町村の保有する公共施設等の最適化に資するもの

③助成内容等

対象事業件数	2市町村程度
助成金額	1事業 700万円 以内（助成対象事業に係る契約金額の2／3以内）
対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成31年2月20日まで
助成対象経費	市町村との契約金額の総額

※市町村と民間事業者または大学との契約に対して助成する。市町村以外との契約は助成の対象外となる。

※助成対象となるのは契約に係る経費のうち、対象期間内の人件費、旅費、その他事業の履行に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、公共施設自体の維持管理、修繕、建設、除却等にかかる費用は含まない。

④公共施設マネジメント調査研究会及び実績報告会

(1) 公共施設マネジメント調査研究会

財団は要綱に基づき公共施設マネジメント調査研究会を設置する。

モデル市町村及び委託契約を締結した民間事業者または大学（以下「受託事業者」という。）は、財団の要請に応じて、年3回程度、同研究会に出席し、研究モデル事業について報告を行う。

また、研究会では、対象事業の概要、現在の進捗状況、成果等を報告するとともに、意見交換に参加し、その内容を対象事業にフィードバックする。

(2) 実績報告会

財団は、対象期間終了後に東京都内で実績報告会を開催する。

モデル市町村及び受託事業者は、実績報告会に出席の上、研究モデル事業に対する実績報告を行う。

※財団は、公共施設マネジメント調査研究会及び実績報告会への出席に要する費用は負担しません。

⑤財団への協力

財団は、研究モデル事業の実施及びその検証に当たり、必要に応じて、モデル市町村及び受託事業者に情報提供を求める。（なお、当該事業終了後も協力を要請する場合がある。）

また、研究モデル事業で得られた成果は報告書としてまとめ、財団より全国の市町村に向けて発信する。